

反社会的勢力による被害の防止基本方針

埼玉信用組合は、金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保、さらに、当組合自身や役職員のみならず、組合員、取引先が被害を受けることを防止するために、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し、排除に向け決して屈することなく法令等に則して対応していきます。

1. 組織としての対応

「埼玉信用組合行動綱領」に基づき、代表理事をはじめ本部・営業店一体となり、組織全体で反社会的勢力と対決します。

2. 警察等の外部専門機関との連携

当組合では、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しております。また、営業店には、不当要求防止責任者を配置し、地元警察との連携を図っております。さらに、埼玉県信用組合協会を通じて埼玉特殊暴力防止対策協議会にも参加しております。

3. 取引を含めた一切の取引遮断

当組合では、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また、不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合では、反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、不当要求に屈しない姿勢を鮮明にし、積極的に被害届を警察に提出する等、刑事事件化を躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供の禁止

当組合では、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、資金提供は絶対に行いません。

埼玉信用組合 理事長 清和 均